

判例講座

刑法總論

橋爪 隆 著



立花書房

はしがき

本書は、警察学論集69巻1号（2016年）から70巻12号（2017年）に連載した「判例講座・刑法総論」に、実行の着手に関する項目（第14講）を新たに書き下ろすとともに、その後の判例・学説に関する検討を含めて、大幅な加筆修正を施したものである。立花書房の編集部からは、繰り返し単行本化のお勧めをいただき、また、周到な準備を進めていただいていたが、筆者の力不足により、公刊が大幅に遅くなってしまった。公刊をお待ちいただいていた皆様に対しては、深くお詫びを申し上げる。「判例講座・刑法各論」についても単行本化が予定されているが、あまり間を空けずに公刊できるよう、微力を尽くす所存である。

警察学論集における連載が始まる頃、筆者は（他社の出版物で大変恐縮だが）法学教室（有斐閣）誌上で、「刑法総論の悩みどころ」という連載を続けていた（2014年～2016年）。いずれも刑法総論の解釈がテーマであるため、両者の差異化については悩むところもあったが、法学教室での連載では学説の対立などを中心に論じていたのに対して、警察学論集の連載においては、判例・学説の基本的な理解をできるだけ平易に説明することを目的とした。また、叙述においても、筆者の私見の展開はできるだけ避け、客観的な観点からの分析を心懸けた。単行本化の作業においてもこれらの観点を重視し、刑法の初学者の方や刑法の議論から遠ざかっている方にもご理解いただけるように留意したつもりである。

もっとも、警察学論集の主たる読者が警察・刑事司法の実務家であることを考慮し、連載の際には、とりわけ実務的に問題となっている新たな課題や最新の判例・裁判例についても、踏み込んだ検討を加えている。そのため、本書の内容は、刑法総論の基本的な理解に関する説明と実務的な議論に関する検討という、いわば二層構造になっているところがある。刑法

総論に関する基本的な理解を実務的な課題に適用するという意味では、もちろん両者の内容は密接に関連しているが、刑法の初学者の方が本書を利用される際には、本書の全ての内容が基礎的な事項であるとは限らない点について、十分にご留意いただきたい。

警察学論集の連載の際には安部義彦氏にご尽力いただいた。また、単行本化の作業については中埜誠也氏に大変お世話になった。お二人には心からの御礼を申し上げるとともに、これまでご迷惑をお掛けしたことについて、お詫びしなくてはいけない。また、警察学論集の連載に際しては、さまざまな機会に多くの方からご指摘・ご批判を頂戴した。この機会に改めて御礼を申し上げる。

2025年2月15日

橋 爪 隆

目 次

はしがき

凡 例

第1講 因果関係の判断	1
I 刑法における因果関係の意義	1
1 相当因果関係説	1
2 「危険の現実化」としての因果関係	2
II 「危険の現実化」の判断方法	4
1 総 説	4
2 被害者の特殊事情の考慮	6
3 介在行為の考慮	7
III トランク監禁事件の検討	16
1 平成18年判例の概要	16
2 本決定の検討	18
第2講 不真正不作為犯における作為義務	21
I はじめに	21
II 作為義務の発生根拠	22
1 学 説	22
2 判 例	25
III 近時の裁判例	30
1 不作為の放火罪に関する裁判例	30
2 不作為の殺人罪に関する裁判例	32

IV	ひき逃げと不作為犯	34
1	刑法上の不作為犯	34
2	道路交通法上の救護義務違反罪	37
V	不作為の死体遺棄罪	40
1	問題の所在	40
2	不作為の死体遺棄の実行行為	40
3	作為義務者の範囲	42
4	遺棄行為の終了時期	43
第3講	正当防衛(1)——緊急状況性の判断	47
I	はじめに	47
II	正当防衛の時間的限界	47
1	総説	47
2	侵害の終了時期	49
III	正当防衛の規範的限界	51
1	総説	51
2	積極的加害意思による急迫性の否定	52
3	自招侵害による正当防衛の制限	56
4	侵害に先行する事情の考慮	58
IV	具体的事例の分析	60
1	相手方の元に向く事例	60
2	相手方を迎撃する事例	64
3	不正の侵害を自ら招いた事例	66
V	行為全般の状況に基づく急迫性の判断	68
1	平成29年判例の意義について	68
2	「行為全般の状況」の考慮の方法について	70
3	最近の裁判例について	73

第4講 正当防衛(2)——防衛行為の相当性の判断	81
I はじめに	81
II 「やむを得ずにした行為」の意義	81
1 防衛行為の必要性・相当性	81
2 行為態様の比較衡量・必要最小限度性	83
3 最高裁判例の展開	85
4 検 討	88
III 盗犯等防止法における相当性	91
IV 警察官の武器使用と正当防衛	93
1 問題の所在	93
2 警職法7条の構造	94
3 判 例	96
4 検 討	98
第5講 正当防衛(3)——防衛行為の一体性の判断	103
I はじめに	103
II 問題の所在	104
1 侵害継続中の複数の防衛行為	104
2 侵害終了後の追撃行為	105
III 判例の分析	107
1 判例の展開	107
2 判例理論の分析	111
IV 若干の検討	115
1 行為の一個性の判断	115
2 一体的評価による逆転現象?	116
V 近時の裁判例の検討	117

第6講 実質的違法性の判断	125
I はじめに	125
II 実質的違法性阻却の判断	125
1 総説	125
2 外務省機密漏洩事件	128
III 不法残留罪における実質的違法性	132
1 平成17年判例	132
2 検討	134
IV 親権者による略取誘拐行為	137
1 2つの最高裁判例	137
2 検討	140
第7講 故意と事実の錯誤(1) ——構成要件該当事実の錯誤	147
I はじめに	147
II 故意の認識対象	147
1 客観的構成要件該当事実の認識・予見	147
2 違法性阻却事由の認識の欠如	150
III 構成要件該当事実の錯誤	152
IV 具体的事実の錯誤	153
1 判例・学説の状況	153
2 検討	157
V 抽象的事実の錯誤	162
1 判例・学説の状況	162
2 実質的符合の限界	169

第8講 故意と事実の錯誤(2)	
—因果関係の錯誤をめぐる問題	173
I はじめに	173
II 因果関係の錯誤をめぐる学説の展開	173
1 問題となる事例	173
2 通説の理解	176
III 遅すぎた構成要件実現	180
1 総 説	180
2 中止行為による結果発生?	183
IV 早すぎた構成要件実現	184
1 平成16年判例の事実関係・判旨	184
2 平成16年判例の論理について	186
3 若干の検討	190
第9講 故意と事実の錯誤(3)	
—違法性阻却事由の錯誤	195
I はじめに	195
II 違法性阻却事由の錯誤について	195
1 総 説	195
2 違法性阻却事由の錯誤と違法性の錯誤	196
III 誤想防衛・誤想過剰防衛	199
1 総 説	199
2 具体例の検討	200
IV 誤想過剰防衛に関連する問題	206
1 防衛行為と第三者	206
2 正当防衛状況をめぐる議論と誤想(過剰)防衛との交錯?	209

3	盗犯等防止法による誤想防衛の免責	211
4	複数人による防衛行為と過剰性の誤信	214
V	近時の裁判例の検討	216
第10講	故意の認定をめぐる問題	223
I	はじめに	223
II	故意の態様	223
1	総説	223
2	未必の故意	224
3	条件付き故意	234
III	殺意の認定	237
1	総説	237
2	認識と認容の関係	237
3	司法研究の提言とその評価	240
4	最近の最高裁判例について	243
第11講	過失犯(1)——過失犯の構造	249
I	はじめに	249
II	過失犯の構造について	249
1	学説の諸相	249
2	判例における過失構造論	251
III	結果回避義務の判断	253
1	総説	253
2	信頼の原則	255
3	結果回避可能性	263
IV	予見可能性の判断	265

1	結果の予見可能性	265
2	因果経過の予見可能性	267

第12講 過失犯(2)

——近時の特殊過失事件について 271

I	はじめに	271
II	三菱自動車ハブ脱落事件	274
	1 事実関係	274
	2 訴訟経過	276
	3 決定要旨	277
	4 検 討	280
III	渋谷温泉施設爆発事件	285
	1 事実関係	285
	2 決定要旨	288
	3 検 討	289

第13講 責任能力の判断について 297

I	はじめに	297
II	責任能力の意義	297
	1 総 説	297
	2 精神の障害の意義	299
	3 弁識能力・制御能力	301
	4 法律判断としての責任能力	305
	5 裁判員裁判と責任能力	309
III	近時の判例の動向	311
	1 最判平成20・4・25(刑集62巻5号1559頁)	311

2	最決平成21・12・8（刑集63巻11号2829頁）	317
3	最判平成27・5・25（判時2265号123頁）	321
第14講 実行の着手について		327
I	はじめに	327
II	「実行の着手」をめぐる基本的理解	327
1	形式的客観説・実質的客観説	327
2	行為としての危険・結果としての危険	329
3	犯行計画の進捗度としての「実行の着手」	330
III	危険性の判断方法	331
1	平成16年判例の理解	331
2	犯行計画に基づく危険性の判断	333
IV	間接正犯・離隔犯の実行の着手	336
1	総説	336
2	具体的危険性の内容	338
V	近時の判例の動向	339
1	覚せい剤輸入罪の実行の着手 （最判平成20・3・4刑集62巻3号123頁）	339
2	無許可輸出罪の実行の着手 （最判平成26・11・7刑集68巻9号963頁）	343
3	詐欺罪の実行の着手（最判平成30・3・22刑集72巻1号82頁）	346
4	窃盗罪の実行の着手（最決令和4・2・14刑集76巻2号101頁）	350
第15講 共同正犯をめぐる問題(1)		
——共謀共同正犯の成否について		355
I	はじめに	355

II	基本的な理解	355
1	共犯としての共同正犯／正犯としての共同正犯	355
2	広義の共犯の処罰根拠としての因果性	356
3	正犯としての共同正犯	358
III	共同正犯の正犯性	358
1	共謀共同正犯の成否	358
2	重要な因果的寄与	361
3	関与者間の共同性	362
IV	判例の展開	364
1	判例における「共謀」の理解	364
2	近時のけん銃所持に関する共謀の認定について	370
3	最近の判例の動向	376
第16講	共同正犯をめぐる問題(2)	
	——共犯関係の解消について	383
I	はじめに	383
II	基本的な理解	384
1	因果性遮断説	384
2	実行の着手前の離脱	386
3	実行の着手後の離脱	391
III	最高裁判例の分析	393
1	最決平成元・6・26(刑集43巻6号567頁)	393
2	最決平成21・6・30(刑集63巻5号475頁)	396
3	最判平成6・12・6(刑集48巻8号509頁)	397
IV	解消の規範的評価について	400
1	共謀の危険の現実化の判断	400
2	犯行からの排除	401

第17講 共同正犯をめぐる問題(3)	
— 承継的共同正犯の成否について	405
I はじめに	405
II 従来の議論について	406
1 判例・裁判例の動向	406
2 学説の状況	409
III 平成24年判例の意義について	411
1 平成24年判例の概要	411
2 本決定の意義について	414
IV 因果性の必要な範囲	417
V 特殊詐欺の「受け子」と「だまされたふり作戦」	420
1 問題の所在	420
2 平成29年決定の意義	422
第18講 共同正犯をめぐる問題(4)	
— 共謀の射程について	429
I はじめに	429
II 共謀の射程の意義	430
1 「共謀の射程」と故意・錯誤論との区別	430
2 心理的因果性としての「共謀の射程」	433
3 共謀の射程の判断基準	436
4 具体例の分析	438
III 近時の裁判例の検討	444
1 大阪地判平成24・4・25 (LEX/DB25481186)	444
2 広島地判平成24・6・1 (判時2226号123頁)	446
3 東京地判平成29・7・3 (判時2429号114頁)	448

4 大阪高判令和2・5・26（高刑速（令2）381頁）	451
-----------------------------	-----

第19講 共同正犯をめぐる問題(5)

——過失犯の共同正犯について	455
----------------	-----

I はじめに	455
II 学説の諸相	455
1 議論の前提	455
2 過失同時犯への解消?	457
3 共同義務の共同違反	460
III 判例・裁判例の動向	463
1 最判昭和28・1・23（刑集7巻1号30頁）	463
2 名古屋高判昭和61・9・30（高刑集39巻4号371頁）	465
3 東京地判平成4・1・23（判時1419号133頁）	467
IV 明石歩道橋事件	468
1 事実関係	468
2 決定要旨	471
3 若干の検討	472

事項索引	477
------	-----

判例索引	483
------	-----

第1講 因果関係の判断

I 刑法における因果関係の意義

1 相当因果関係説

刑法上の因果関係の意義については、相当因果関係説が伝統的な通説であった。相当因果関係説は、実行行為から結果が生ずることが社会通念上、相当と評価できる場合に限って、刑法上の因果関係を認める見解である。「相当」という表現のもとでは、「結果が発生することが一般的に予測可能といえること」、「通常の事態といえること」が要求されていたといえる。たとえば傷害行為の被害者が救急車で病院に搬送される途中、大規模な交通事故に巻き込まれて、追突のショックなどで死亡した場合、傷害行為から救急車の事故による死亡結果が生ずることは通常の事態ではないとして相当因果関係が否定されることになる（その結果、行為者は傷害致死罪ではなく、傷害罪の限度で罪責を問われる）。

相当因果関係説における因果関係の判断においては、2つの点が重要であった。第1に、相当因果関係説においては、相当性の存否を判断する前に、その判断の基礎となる資料（判断基底）を設定する必要があると解されてきた。すなわち、全ての事実を判断資料にすれば、どのような因果経過であっても必然であり、常に相当因果関係が常に認められてしまうことから、相当性の存否を判断する前に、まず相当性を判断する際の判断資料となる事実を絞り込む必要がある、と考えられてきたのである（上記の救急車事故の事例も、救急車が交通事故に巻き込まれることを判断資料とすれば、結果発生は相当といえる）。そして、判断基底の設定の基準として、①一般人が認識・予見可能であった事情および行為者が特に認識し、予見していた事情とする見解（折衷説）と、②行為当時に客観的に存在した全事情お

よび行為後に生じた事情のうち予見可能な事情を判断基底とする見解（客観説）が主張されていた。このような判断基底をめぐる見解の対立は、被害者の特殊事情が結果発生に影響を及ぼした事例について結論の相違をもたらしていた。たとえば被害者に対して、通常では生命に影響がない程度の暴行を加えたところ、被害者に重篤な心臓疾患があったため、被害者が心不全で死亡したような場合、判断基底に被害者の心臓疾患を含めるか否かによって相当因果関係の判断が異なってくることになる。

第2に、相当因果関係説においては——これは同説の必然的な帰結とまではいえないが——実行行為と結果発生との間の因果経過それ自体が通常であることが重視されていたことを指摘することができる。たとえば上記の救急車事故の事例で相当因果関係が否定されると考えられてきたのは、実行行為の後、被害者を搬送する救急車が事故に巻き込まれるという因果経過がきわめて異常なものといえるからである。このように因果経過に介在した事情が通常の事態といえるか、それとも異常な介在事情と評価できるかが、相当因果関係の判断においては重要であると考えられてきた。

2 「危険の現実化」としての因果関係

もっとも、このような相当因果関係説の理解については大きな問題点が指摘されることになる。重要な契機となったのがいわゆる大阪南港事件（最決平成2・11・20刑集44巻8号837頁）である。本件被告人は被害者に暴行を加えて（第1暴行）、内因性高血圧性橋脳出血を発生させた後、同人を大阪南港の資材置場に放置して立ち去ったところ、被害者は翌日未明、内因性高血圧性橋脳出血で死亡したが、資材置場において第三者に頭頂部を数回殴打されたことによって（第2暴行）、脳出血が拡大し、幾分か死期を早まった可能性があったという事案について¹⁾、最高裁は「犯人の暴行により被害者の死因となった傷害が形成された場合には、仮にその後第

1) 資材置場における頭部殴打の行為者は特定されていない。検察官は、被告人自身が資材置場でも第2暴行を行ったと主張したが、裁判所は被告人が第2暴行に及んだことについてはなお合理的な疑問が残るとして、あくまでも「氏名不詳の第三者」によって第2暴行がなされたと認定している。

三者により加えられた暴行によって死期が早められたとしても」犯人の暴行と死亡との間に因果関係を肯定できる旨を判示したのである。

因果経過の通常性が相当因果関係の存否において決定的であれば、本件事案においても因果関係が否定されることになる。資材置場に被害者を放置したところ、第三者が頭部を殴打暴行するという介在行為は、およそ通常の事態とはいいがたいからである。しかしながら、最高裁は、被告人の第1暴行によって死因となる傷害が形成され、それによって被害者が死亡したことを重視して、因果関係を肯定している。ここでは異常な介在事情が介入した事例であっても、それだけでは因果関係が否定されないことが明らかにされたといつてよい²⁾。

相当因果関係説の立場から、大阪南港事件について因果関係を肯定する説明が不可能なわけではない。すなわち、判断基底の設定については、第三者が資材置場で第2暴行に出ることは行為後の介在事情であり、一般人に予見可能とはいえないから、折衷説からも客観説からも判断基底からは除外される。そして、第2暴行を判断資料から外したとしても、被告人の第1暴行から被害者が内因性高血圧性橋脳出血で死亡するという結果が発生することは、まさに第1暴行が死因を形成している以上、相当と評価することができ、したがって、相当因果関係を認めることができる、という説明である。このような説明には十分な理由がある。しかし、このように第1行為が死因となった傷害を形成したから相当因果関係が認められる、と解するのであれば、第2暴行が判断基底に含まれるか否かを真剣に論ずる必要があるのだろうか。むしろ、実行行為が結果発生に対していかなる影響を及ぼしたかを問題として、因果関係の存否を判断すればたりるのではないだろうか。

このような問題意識から、近時の学説においては、因果関係の判断基準として「危険の現実化」説が有力に主張されるに至っている³⁾。実行行為は結果発生の具体的危険性を有する行為であり、実行行為と結果発生との

2) 大谷直人「判解」判例解説(刑)平成2年度240頁以下を参照。

3) たとえば山口・総論60頁以下、高橋・総論142頁以下などを参照。

第2講 不真正不作為犯における作為義務

I はじめに

不作為犯については、真正不作為犯と不真正不作為犯とを区別して論ずるのが一般的である。真正不作為犯は、構成要件が明示的に不作為を実行行為の内容として規定しているものであり、住居等不退去罪（正当な理由がないのに、要求を受けたにもかかわらず住居等から退去しない不作為：刑法130条後段）、保護責任者不保護罪（「老年者、幼年者、身体障害者又は病者を保護する責任のある者」が「その生存に必要な保護」をしない不作為：刑法218条後段）などがその例である。真正不作為犯については、個別の構成要件の内容を検討すればたり、不作為犯固有の問題は生じないと解されるのが一般である¹⁾。

これに対して、不真正不作為犯とは、不作為が明示的に構成要件の内容として規定されておらず、通常は作為によって構成要件が実現される犯罪を不作為によって実現する場合である。たとえば殺人罪における「人を殺」す行為は、作為によって実現されるのが通常であるが、自らが養育する幼児に食事を与えずに餓死させる行為のように、不作為によっても犯罪が実現される場合がある。かりに刑法199条が「作為によって人を殺した者」

1) もっとも、保護責任者不保護罪については「保護する責任のある者」（保護責任者）の不作為のみが構成要件に該当するため、いかなる主体が保護する義務を負うかという観点から、不真正不作為犯における作為義務と同様の議論が必要とされることになる（そして、現在の多数説は、不真正不作為犯における作為義務と保護責任者の地位を同一視している）。また、真正不作為犯においても、作為義務の具体的内容として、いかなる作為が義務づけられるべきかという議論は不可避であり、その意味では不真正不作為犯と同様に議論すべき内容は多い（保護責任者不保護罪における不保護の具体的内容およびその認識が問題となった近時の判例として、最判平成30・3・19刑集72巻1号1頁を参照）。

第3講 正当防衛(1)——緊急状況性の判断

I はじめに

正当防衛は、緊急状況下において私人の実力行使を例外的に正当化するものであり、緊急避難とともに、緊急行為としての性格を有している。そして、緊急状況性の判断を具体化した要件がまさに侵害の急迫性である。すなわち、「急迫不正の侵害」に直面している場合、行為者は緊急状況下に置かれており、例外的に實力行使によって法益を保護することが許される状況にあるといえるから、当該状況下における対抗行為が防衛行為と許容されるのである。したがって、侵害の急迫性が認められない場合には、正当防衛が成立しないのは当然であるが、対抗行為には防衛行為としての性格が認められないことから、過剰防衛として刑を任意的に減免することもできない。

本講においては、侵害の急迫性の要件を中心として、緊急状況性の判断の在り方について、検討を加えることにしたい。

II 正当防衛の時間的境界

1 総 説

「急迫不正の侵害」における「急迫」とは、「法益の侵害が現に存在しているか、または間近に押し迫っていること」（最判昭和46・11・16刑集25巻8号996頁）を意味する。したがって、法益侵害が現に存在していなくとも、法益侵害の危険性が時間的に切迫していれば足りる。このことは正当防衛の趣旨にかんがみても、当然の結論といえる。正当防衛は既に加えられた不正の侵害に対する制裁手段ではなく、「自己又は第三者の権利を防衛す

第4講 正当防衛(2)——防衛行為の相当性の判断

I はじめに

急迫不正の侵害に対する対抗行為であっても、それが「やむを得ずにした行為」(刑法36条1項)に当たる場合に限って、正当防衛として違法性が阻却される。「やむを得ずにした行為」の範囲を逸脱した対抗行為は過剰防衛であり、刑が任意的に減免されるにすぎない(同2項参照)。このように「やむを得ずにした行為」の判断は、正当防衛と過剰防衛の限界として重要な意義を有している。本講においては、この要件の意義について検討を加えることにしたい。

II 「やむを得ずにした行為」の意義

1 防衛行為の必要性・相当性

「やむを得ずにした行為」という文言は、正当防衛(36条1項)と緊急避難(37条1項)で共通している。しかし、緊急避難が「正対正」の対立を解消するための行為であるのに対して、正当防衛は「正対不正」の対立を解消するための行為であることから、両者において、「やむを得ずにした行為」の内容は異なる。すなわち、緊急避難においては、有効な避難方法として、他のより軽微な方法が存在しないこと(避難行為の補充性)が必要であるのに対して、正当防衛の場合には、相手方が不正の侵害者であることから、厳格な補充性までは要求されず、防衛行為の必要性・相当性の要件を充たしていればたりとするのが一般的な理解であった。

このうち防衛行為の必要性については、日本語本来の「必要不可欠」という意味ではなく、侵害行為を排除するための合理的な手段といえるか、という基準で判断されることが多い。したがって、客観的に「防衛するた

第5講 正当防衛(3)——防衛行為の一体性の判断

I はじめに

急迫不正の侵害に対する防衛行為に出た行為者が、不正の侵害が終了した後も、さらに追撃行為を継続した場合において、侵害継続中の防衛行為と侵害終了後の追撃行為を一体的に評価して、全体としての防衛行為について過剰防衛の成立を認めることができるであろうか。それとも、防衛行為と追撃行為を別個独立に評価して、前者については正当防衛（または過剰防衛）の成立を認めつつ、後者については（過剰防衛としての刑の減免の余地がない）完全な犯罪の成立を認めるべきであろうか。ここでは、複数の行為を「一連の防衛行為」として一体的に評価することの可否およびその基準が問題となる。

複数の行為の法的評価が問題になる局面は、侵害終了後に追撃行為が継続された場合に限られるわけではない。不正の侵害が継続している間に、複数の防衛行為が行われた場合についても、その複数の防衛行為を分断することなく、全体を「一連の防衛行為」として、一体的に評価することができるかが問題となる。

「一連の防衛行為」をめぐる問題については、近時、重要な最高裁判例が出されたこともあり、学説においてもきわめて活発に議論されている¹⁾。もっとも、本講においては、学説の詳細に立ち入ることは避け、判例の基

1) この問題について検討を加えた最近の文献については、橋爪・悩みどころ106頁注2に掲載した文献を参照。これ以降の重要な研究として、林美月子「複数行為と過剰防衛」岩瀬徹ほか編『町野朔先生古稀記念——刑事法・医事法の新たな展開(上)』（信山社出版・2014年）121頁以下、照沼亮介「過剰防衛と『行為の一体性』について」理論刑法学7・35頁以下、松原芳博「いわゆる量的過剰防衛について」高橋則夫ほか編『刑事法学の未来：長井圓先生古稀記念』（信山社出版・2017年）41頁以下、遠藤聡太「過剰防衛の成否」法教453号（2018年）14頁以下、安田拓人「過剰防衛（量的過剰〔事後的過剰〕）」法教496号（2022年）99頁以下などを参照。

第6講 実質的違法性の判断

I はじめに

構成要件に該当する行為は原則として違法である。したがって、構成要件該当性が認められる場合は、例外的に違法性を否定すべき事情（違法性阻却事由）に該当しない限り、その行為は違法と評価されることになる。明文の違法性阻却事由としては、正当行為（刑法35条）、正当防衛（36条）、緊急避難（37条）などがあるが¹⁾、明文の規定がなくても、実質的な観点から違法性が阻却される場合があると解されている（実質的違法性阻却）。本講においては、判例の事実関係に即して、実質的違法性の判断について検討を加えることにしたい。

II 実質的違法性阻却の判断

1 総 説

違法とは法規に違反する事態であるが、形式的に何らかの法規に違反するという観点だけではなく、その実質的根拠にさかのぼって、違法性の存否を判断する必要がある（実質的違法性論）。このような実質的違法性論の立場からは、明文の規定が存在しない場合であっても、違法性の実質的根拠に基づいて違法性を阻却して、犯罪の成立を否定することが可能である（超法規的違法性阻却）。

実質的違法性の観点から違法性が阻却されるのは、違法性の実質的根拠

1) 緊急避難については、その法的性質をめぐって争いがあるが、本講では違法性阻却事由とする通説的理解を前提にしたい。議論の詳細については、たとえば佐伯・総論179頁以下を参照。

第7講 故意と事実の錯誤(1) ——構成要件該当事実の錯誤

I はじめに

故意犯の成立を認めるためには「罪を犯す意思」(刑法38条1項)が必要である。今回から数回にわたって、故意犯の成立を認めるためにはいかなる事実について認識が必要か、逆にいえば、いかなる事実について錯誤に陥った場合に故意犯の成立が否定されるかについて検討を加えることにしたい。

II 故意の認識対象

1 客観的構成要件該当事実の認識・予見

(1) 総 説

故意とは「罪を犯す意思」(38条1項)である。したがって、故意を認めるためには犯罪行為を行う意思、すなわち犯罪事実に関する認識・予見が要求される。そして、その犯罪事実の内容が構成要件該当事実というかたちで類型化されていることから、故意の内容として構成要件該当事実の認識・予見が要求される。犯罪の客観面において罪刑法定主義が妥当する以上、主観面においても、いわば罪刑法定主義の理念の反映として、構成要件該当事実の認識・予見が要求されているということもできる¹⁾。学説上、構成要件該当事実の認識・予見のことを構成要件の故意と呼ぶことが多い。

1) このような指摘として、高山佳奈子『故意と違法性の意識』(有斐閣・1999年)215頁を参照。

第8講 故意と事実の錯誤(2) ——因果関係の錯誤をめぐる問題

I はじめに

本講では、因果関係の錯誤に関連する問題を取り上げることにしたい。因果関係の錯誤とは、行為者が事前に予見していた因果経過と、現実の因果経過が異なる場合である。この問題については、かつて活発な議論が開かれてきたが、現在では「因果関係の錯誤は故意を阻却しない」という理解が通説的見解となっている。本講では、通説的な理解の理論的根拠を確認しつつ、具体的な事例の解決について、検討を加える¹⁾。

II 因果関係の錯誤をめぐる学説の展開

1 問題となる事例

因果関係の錯誤をめぐる問題については、次の事例を素材としつつ、検討を加えることにしたい。

【事例1】

XはAを殺害しようとして、Aの胸をナイフで刺して重傷を負わせた後、同人を資材置場に放置して逃走したが、その後、現場を通りかかったYが角材でAの頭部を複数回殴打したことから、Aは頭部の傷害が直接の死因となって死亡した。

1) なお、学説の対立などの詳細については、橋爪・悩みどころ177頁以下をあわせて参照されたい。

第9講 故意と事実の錯誤(3) ——違法性阻却事由の錯誤

I はじめに

故意犯の成立を認めるためには、構成要件該当事実の認識・予見（構成要件の故意）が必要であることは繰り返し述べたとおりである。もっとも、構成要件の故意は故意犯成立の必要条件であるが、十分条件ではない。既に第7講で述べたように、故意犯の成立を認めるためには、構成要件該当事実の認識・予見が認められることを前提として、さらに、違法性阻却事由に該当するという認識が存しないことが必要である。したがって、構成要件の故意が認められても、違法性阻却事由が存在する旨の誤信がある場合には、故意が阻却される。

本講においては、違法性阻却事由の錯誤をめぐる問題として、とりわけ誤想防衛・誤想過剰防衛をめぐる問題について検討を加えることにしたい。

II 違法性阻却事由の錯誤について

1 総 説

故意とは「罪を犯す意思」(38条1項)である以上、故意を認めるためには犯罪行為を行う意思、すなわち犯罪事実に関する認識・予見が要求される。そして、構成要件に該当する行為であっても、違法性阻却事由に該当する行為は犯罪ではない以上、故意犯の成立を認めるためには、①構成要件該当事実の認識に加えて、②違法性阻却事由に該当しないことの認識が必要である。したがって、構成要件の故意が認められても、違法性阻却

第10講 故意の認定をめぐる問題

I はじめに

本講においては、故意の認定をめぐる問題について、検討を加える。もっとも、故意の認定それ自体は事実認定に関する実務上の問題であり、この点について筆者が具体的に検討することは困難である。むしろ本講では、事実認定に先行する理論的問題、すなわち故意とはいかなる心理状態であり、その存否に関してはいかなる事実が重要とされるべきかについて、理論的な観点から、若干の検討を加えることにしたい。

II 故意の態様

1 総 説

故意とは犯罪事実の認識・予見ということができ、その認識の程度・内容についてはさまざまなレベルの相違がありうる。また、犯罪事実の認識といっても、実際に故意犯が成立するためには、その認識を前提として行為に出ることが必要であるから、行為者が一定の認識をどのように意思決定に取り込み、行為に出ることを決断したかについても、具体的な事案によって相違が生じ得る。このような観点から、学説・実務においては確定的故意と未必の故意を区別するのが一般的である。

確定的故意は、さらに意図と確知に区別される。意図とは、犯罪結果の実現を積極的に意図して行為に出る場合である。たとえば数メートル先の被害者に対して包丁を投げても、それが被害者の身体の枢要部に命中し、死亡する危険性は実際にはかなり低いものであろう。しかし、行為者本人が被害者に命中させ、同人を死亡させることを意図して行為に出た場合に

第11講 過失犯(1)——過失犯の構造

I はじめに

本講と次講では、過失犯をめぐる問題を取り扱う。まず、本講では、おそらく実務上、過失犯が最も問題になる場面である交通事故に関する重要判例の分析を中心としつつ、過失犯の構造をめぐる議論について、検討を加えることにしたい。

II 過失犯の構造について

1 学説の諸相

過失犯の構造をめぐるのは、周知の通り、新過失論・旧過失論の激しい対立があった¹⁾。伝統的な過失犯論(旧過失論)は、結果を予見することなく、漫然と構成要件の結果を発生させた行為者の不注意な心理状態を過失の本質として理解した²⁾。すなわち行為者が犯罪事実を認識・予見している心理状態が故意であるのに対して、それを予見可能である心理状態(主観的予見可能性)が過失であり、故意犯・過失犯はもっぱら主観面の相違であるとして理解されたのである。

これに対して新過失論は、過失の本質を行為者の不適切な客観的行為態様に求める。すなわち、行為者に構成要件の結果を回避すべき義務(結果回避義務)が課される場合に、この義務に違反して結果を惹起したという事実それ自体が過失犯処罰を根拠づけるのである³⁾。もっとも、結果回避

1) 詳細については、橋爪・悩みどころ200頁以下を参照。

2) たとえば平野・総論I 191頁以下、西田・総論275頁以下などを参照。

3) たとえば団藤・総論333頁以下、大谷・総論180頁以下などを参照。

第12講 過失犯(2) ——近時の特殊過失事件について

I はじめに

多数の死傷者を伴う大規模な事故・災害、製造物の欠陥などに基づく消費生活上の死傷事故などが発生した場合、担当者について業務上過失致死傷罪の成立が問われる場合が少なくない。近時、このような特殊過失の事件について、重要な最高裁判例が集積している。本講においては、このうち、2つの重要な判例に絞って、検討を加えることにしたい¹⁾。検討する判例は、三菱自動車ハブ脱落事件（最決平成24・2・8刑集66巻4号200頁）、渋谷温泉施設爆発事件（最決平成28・5・25刑集70巻5号117頁）の2つである。

検討の前提として、基本的な視点を簡単に示しておくことにする。特殊過失事件といっても、当然のことではあるが、これらを処罰するための特別な構成要件が存在するわけではなく、業務上過失致死傷罪（刑法211条）の成否が問題となっている。したがって、あくまでも過失犯の一般理論を適用すればたりののであり、また、一般理論が妥当する限度で過失犯としての処罰が正当化できる。すなわち、具体的事実関係に即して、①行為者に結果回避義務違反行為が認められるか、②結果回避義務違反行為の危険の現実化として死傷結果が発生したといえるか（因果関係が認められるか）、③結果発生に対する予見可能性が認められるかを検討すれば十分であり、それ以外の特殊な問題は存しない。

1) なお、橋爪・悩みどころ134頁以下においては、既に埼玉医科大学事件（最決平成17・11・15刑集59巻9号1558頁）、明石歩道橋事件（最決平成22・5・31刑集64巻4号447頁）について検討を加えている。

第13講 責任能力の判断について

I はじめに

本講においては、責任能力の判断をめぐる問題について検討を加える。責任能力とは、刑事責任を問われうる能力そのものであり、その内容を具体的に明らかにする上では、刑事責任の本質に基づく理解が不可欠である。また、実務的には、精神鑑定の評価の在り方、さらには裁判員裁判への対応などが重要な課題とされている。これらの問題全てを取り扱うことは、筆者の能力を超えるため、本講では、責任能力に関する現在の基本的な理解を確認しつつ、重要な判例の動向を概観することにした。

II 責任能力の意義

1 総 説

責任能力とは、自己の行為に対して（刑事上の）責任を負うことができる能力であり、行為者を法的に非難するために必要な能力である。行為者に責任能力が欠ける場合、行為者を非難することができない以上、構成要件該当性、違法性が認められても、責任が阻却され、行為者を処罰することができない。

刑法典は、責任能力が認められる場合を積極的に規定するのではなく、例外的に責任能力が減弱・喪失する場合を規定している。39条は精神の障害によって責任能力が否定される場合（責任無能力）を心神喪失、責任能力があるものの、能力の程度が著しく限定されている場合（限定責任能力）を心神耗弱として規定している。また、41条は14歳未満の年少者（刑事未成年者）の責任能力を一律に否定し、不可罰としている。

第14講 実行の着手について

I はじめに

刑法43条本文は「犯罪の実行に着手してこれを遂げなかった者は、その刑を減輕することができる」と規定しており、実行の着手があったが、既遂犯の構成要件を実現しなかった場合を未遂犯として、既遂犯の刑を任意的に減輕して処罰できる旨を規定している。これは既遂犯の構成要件を修正して、処罰時期を早期化したものである。

未遂犯処罰のためには、その旨の明文の規定が必要である（44条）。たとえば殺人罪（199条）については、203条が199条の未遂を処罰することを規定しているため、殺人未遂を処罰することが可能となる。窃盗罪、強盗罪、詐欺罪、住居侵入罪などの重要犯罪については、基本的に未遂犯処罰が規定されている（これに対して、文書偽造罪、傷害罪、横領罪、器物損壊罪などについては未遂犯処罰規定がない）。

実行の着手の意義をめぐるのは、従来から学説の活発な議論があったが、最近では重要な最高裁判例が集積しており、学説・実務の問題関心が高まっている。本講においては、実行の着手をめぐる基本的な理解を確認した上で、近時の重要判例について検討を加えることにしたい。

II 「実行の着手」をめぐる基本的理解

1 形式的客観説・実質的客観説

「実行の着手」は実行行為の開始と解するのが、もっとも自然な解釈であろう。このような理解がまさに伝統的な通説（形式的客観説）であった。ここでいう実行行為とは構成要件該当行為を意味するから、この理解をそ

第15講 共同正犯をめぐる問題(1) ——共謀共同正犯の成否について

I はじめに

実行行為を分担していなくても、実行分担者と共謀を遂げることにより、犯罪を共同して実行したと評価される者は、共謀共同正犯として処罰される。近時の判例においては、暴力団の構成員がけん銃等を所持していた事件について、いかなる事情があれば、暴力団の幹部を銃刀法違反の共謀共同正犯として処罰することができるかが、実務的にも重要な問題となっている。本講においては、共謀共同正犯をめぐる一般的な理解を概観した上で、とりわけ近時の判例の動向について、具体的な検討を加えることにしたい。

II 基本的な理解

1 共犯としての共同正犯／正犯としての共同正犯

共同正犯は刑法典の中では第11章「共犯」の章に規定されており、教唆犯、幫助犯とともに「広義の共犯」の一類型である。しかし同時に、共同正犯は「すべて正犯」として取り扱われており、「正犯」として評価される点において、狭義の共犯（教唆、幫助）と区別されている。このように共同正犯の理解においては、共同正犯が「共犯」としての性質を有するとともに、「正犯」としての処罰に値する実質を備えているという2つの異なる側面を併有していることを理解することが重要である。したがって、共同正犯の成否については、①広義の共犯として（教唆犯、幫助犯と同じように）要求される内容と、②正犯性を基礎づける内容に分けた検討が有

第16講 共同正犯をめぐる問題(2) ——共犯関係の解消について

I はじめに

共謀を遂げた関与者のうち、一部の者が翻意して、それ以降の犯行に加わらなかったが、それ以外の関与者によって犯行が完遂された場合、途中から関与しなかった者は共同正犯としての罪責を負うのであろうか。これが共謀関係の解消をめぐる問題である。本講においては、この問題について検討を加えることにしたい。

なお、この問題領域については「共犯関係の解消」、「共犯からの離脱」、「共謀関係の解消」、「共犯の中止」など、いろいろな表現が用いられており、論者によって意識的な使い分けがなされていることも多い。言葉の問題にすぎないから、どのような表現を用いても構わないが、便宜上、本講では、犯行から抜けようとする事実的な行為それ自体を「離脱」と表現し、その行為によって法的にもそれ以後の行為について責任を負わない状態を「共犯関係の解消」と呼ぶことにしたい¹⁾。また、「共犯関係の解消」という表現のもとでは、共同正犯、狭義の共犯の両者をカバーすることとし、もっぱら共同正犯の成否に関わる場合に限って、「共謀関係の解消」という表現を用いることにする。

1) 後掲最決平成21・6・30もこのような観点で「離脱」と「解消」を使い分けられていると思われる。任介辰哉「判解」判例解説(刑)平成21年度172頁以下を参照。なお、学説においては、共犯関係がなお存続している状況で関与者が「離脱」した場合と、そもそも当初の共犯関係が「解消」し、その後、別個の犯罪が行われた場合とを区別する理解も有力である(このような理解として、たとえば塩見淳『刑法の道しるべ』(有斐閣・2015年)125頁以下を参照)。

第17講 共同正犯をめぐる問題(3) ——承継的共同正犯の成否について

I はじめに

承継的共同正犯の成否とは、先行行為者Xが構成要件該当事実を一部実現した段階において、はじめてXと共謀を遂げ、先行事情を認識しつつ、その後の構成要件該当行為に参与した後行行為者Yについて、いかなる限度で共同正犯の成立を認めることができるかという問題である。もちろん、XとYが事前に共謀を遂げていれば、X、Yが犯罪事実全体について共同正犯の罪責を負うことは当然であるから、X・Y間の事前の共謀が認められない場合に限り、承継的共同正犯の成否が問題となる。もちろん、Xの犯行の途中で偶然通りかかったYが、事情を知った上で、その後の犯行のみに加担するような事例が（試験問題ではともかく）現実に頻繁に生ずるとは思われない。現実の事件では、X・Y間に事前の意思連絡があった可能性があるが、共謀の事実を具体的に立証することができなかった場合、あるいは（たとえばX・Yの間に上下関係がある場合などにおいて）XがYの意向を汲んで、あらかじめ実行行為の一部を実行した上で、Yの参与を仰いだ場合などが多いように推測される。

承継的共同正犯をめぐる問題については、近時、最高裁が重要な判断を相次いで示している。本講では、最高裁判例の検討を中心としつつ、判例・学説の動向について検討を加える¹⁾。なお、実行行為の途中から犯行に加担するという事実は、共同正犯に限られるものではなく、狭義の共犯についても想定可能である。本講においては、共同正犯の問題を中心とし

1) 筆者自身の理解の詳細については、橋爪・悩みどころ375頁以下を参照。

第18講 共同正犯をめぐる問題(4) ——共謀の射程について

I はじめに

共同正犯は複数人が共謀を遂げた上で、共謀に基づいて構成要件を共同して実現する関与類型である。したがって、共同正犯が成立するためには「共謀に基づいて」構成要件が実現される関係が必要であり、一部の関与者の独断によって、共謀に基づかずに犯罪が実現されたとしても、他の関与者は当該犯罪について共同正犯の罪責を負わない。このように実行担当者によって実現された結果が「共謀に基づく」と評価できるか否かの基準として、近時の学説では、「共謀の射程」をめぐる問題が活発に論じられている¹⁾。本講では、共謀の射程をめぐる議論を概観した上で、近時の裁判例について具体的な検討を加えることにしたい。

1) 先駆的研究として、十河太朗「共謀の射程について」理論刑法学3・73頁以下が重要である。さらに近時の研究として、鈴木彰雄「共謀共同正犯における『共謀の射程』について」川端博ほか編『立石二六先生古稀祝賀論文集』（成文堂・2010年）509頁以下、仲道祐樹「共謀による義務付けと共謀の射程」高橋則夫ほか『理論刑法学入門』（日本評論社・2014年）235頁以下、成瀬幸典「共謀の射程について」刑ジャ44号（2015年）10頁以下、亀井源太郎『『共謀の射程』について』法学会雑誌（首都大学東京）56巻1号（2015年）421頁以下、内海朋子「共謀の射程論における行為計画に関する一考察」井田良ほか編『山中敬一先生古稀祝賀論文集(上)』（成文堂・2017年）647頁以下などを参照。学説上、共謀の射程の位置付けについては見解の対立がみられるが、本講においては、これらの学説の分析については割愛せざるを得ない。なお、筆者自身の理解については、橋爪隆「共謀の射程と共犯の錯誤」法教359号（2010年）20頁以下、橋爪・悩みどころ311頁以下をあわせて参照されたい。

第19講 共同正犯をめぐる問題(5) ——過失犯の共同正犯について

I はじめに

過失犯の共同正犯が認められるかについては、学説上、活発な議論が展開されてきた。これに対して、判例実務では、過失犯の共同正犯の成立を認めた最高裁判例が存在するものの、下級審裁判例において過失共同正犯の成否が問題となったものは必ずしも多くはなく、十分な判断基準が蓄積されてきたとは言いがたい状況であった。もっとも、近時、最高裁はいわゆる明石歩道橋事件について、結論としては過失犯の共同正犯の成立を否定したが、その成立可能性を前提として具体的な判断を示すに至った。今後は、同最高裁決定を前提として、過失犯の共同正犯の成立範囲について、学説・実務において、さらに深化した議論が期待されるところである。本講では、この問題について若干の検討を加えることにしたい。

II 学説の諸相

1 議論の前提

(1) 罪刑法定主義との関係

過失犯の共同正犯の可否については、まず議論の前提として、刑法典には過失犯の共犯を処罰する明文の規定がないため、過失犯の共同正犯の処罰が罪刑法定主義に反しないかが問題となりうる。刑法38条1項は「罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない」と規定し、過失犯の処罰については明文の規定を要求している。この規定は、共犯規定についても適用があると解されるから、

事項索引

[あ 行]

明石歩道橋事件 ……271, 468
 遺棄 …… 41
 意思支配 ……360
 意思能力 ……302
 1 故意犯説 ……154
 一連の実行行為 ……189, 328
 一連の防衛行為 ……103, 106
 意図 ……223
 違法性阻却事由 ……125
 違法性阻却事由の錯誤 ……195
 違法性阻却事由の認識 ……150
 違法性の意識 ……150, 197
 違法性の意識の可能性 ……298
 違法性の錯誤 ……152, 196
 違法・責任減少説 ……105
 意味の認識 ……149
 因果関係 ……1, 283
 因果関係の基本的部分 ……268, 293
 因果関係の錯誤 ……152, 173
 因果共犯論 ……356, 384
 因果経過の予見可能性 ……267, 293
 因果性遮断説 ……384
 Winny事件 ……232
 ヴェーバーの概括的故意 ……180
 受け子 ……420, 443
 うつ病 ……300
 大阪南港事件 ……2
 遅すぎた構成要件実現 ……180

[か 行]

蓋然性説 ……224, 228
 外務省機密漏洩事件 ……128
 確知 ……224
 確定的故意 ……223
 架け子 ……421, 443
 過失同時犯 ……457
 過失犯 ……249
 過失犯における危険実現 ……12
 過失犯の共同正犯 ……455
 過失犯の構造 ……249
 過失不作為犯 ……254, 281, 289
 可知論 ……299
 可罰的違法性 ……143
 間接正犯 ……336, 363
 間接正犯・離隔犯の実行の着手
 ……336, 345
 間接的実現類型 ……5, 9
 勘違い騎士道事件 ……205
 危害要件 ……94
 危険運転致死傷罪 ……377
 危険源の支配 ……255
 危険の現実化
 ……2, 4, 174, 253, 283, 400, 435
 機能的行為支配 ……360
 既発の火力を利用する意思 ……27
 規範的構成要件要素 ……149
 規範的責任論 ……298
 欺罔行為 ……347
 客体の錯誤 ……152
 客体の錯誤と方法の錯誤の区別 ……158
 客観的謀議説 ……365

判例索引

[大審院・最高裁判所]

大判明治42・6・14 (刑録15輯769頁)	234
大判大正2・7・9 (刑録19輯771頁)	357
大判大正7・11・16 (刑録24輯1352頁)	337
大判大正7・12・18 (刑録24輯1558頁)	27
大判大正11・2・25 (刑集1卷79頁)	385
大判大正12・4・30 (刑集2卷378頁)	180
大判大正13・3・14 (刑集3卷285頁)	41
大判大正14・1・22 (刑集3卷921頁)	385
大判昭和3・3・9 (刑集7卷172頁)	385
大判昭和6・12・3 (刑集10卷682頁)	298
大判昭和7・1・25 (刑集11卷1頁)	51
大判昭和13・3・11 (刑集17卷237頁)	27
大判昭和13・11・18 (刑集17卷839頁)	406
最判昭和23・3・16 (刑集2卷3号227頁)	225
最判昭和23・6・12 (刑集2卷7号676頁)	406
最大判昭和23・7・7 (刑集2卷8号793頁)	51, 58
最判昭和23・10・23 (刑集2卷11号1386頁)	170
最判昭和24・2・24 (集刑7号575頁)	226
最判昭和24・4・5 (刑集3卷4号421頁)	203
最判昭和24・12・17 (刑集3卷12号2028頁)	392
最判昭和25・3・31 (刑集4卷3号469頁)	6
最判昭和25・7・11 (刑集4卷7号1261頁)	434
最判昭和25・11・28 (刑集4卷12号2463頁)	197
最判昭和26・3・9 (刑集5卷4号500頁)	49
最判昭和26・9・20 (刑集5卷10号1937頁)	149
最判昭和28・1・23 (刑集7卷1号30頁)	463
最判昭和32・1・22 (刑集11卷1号31頁)	52
最大判昭和32・3・13 (刑集11卷3号997頁)	149
最決昭和33・2・11 (刑集12卷2号168頁)	305
最大判昭和33・5・28 (刑集12卷8号1718頁)	365
最判昭和33・9・9 (刑集12卷13号2882頁)	26

〈著者紹介〉

橋爪 隆 (はしづめ たかし)

東京大学大学院法学政治学研究科教授

【主要著書】

『正当防衛論の基礎』(有斐閣・2007年)

『ケースブック経済刑法〔第3版〕』(有斐閣・2010年)〔共著〕

『刑法総論〔第2版〕』(有斐閣・2012年)〔共著〕

『刑法各論〔第2版〕』(有斐閣・2013年)〔共著〕

『刑法総論の悩みどころ』(有斐閣・2020年)

『刑法事例演習教材〔第3版〕』(有斐閣・2020年)〔共著〕

『刑法各論の悩みどころ』(有斐閣・2022年)

『判例刑法総論〔第8版〕』(有斐閣・2023年)〔共著〕

『判例刑法各論〔第8版〕』(有斐閣・2023年)〔共著〕

★本電子書籍は、『判例講座 刑法総論』(令和7年5月20日第1刷)に基づいて制作されました。本電子書籍の全部または一部を無断で複製複製(コピー)することは著作権法上の例外を除き、禁じられています。

判例講座 刑法総論

令和7年5月20日 電子書籍発行

著者 橋爪 隆

発行者 橋 茂雄

発行所 立花書房

東京都千代田区神田小川町3-28-2

電話(代表) 03(3291)1561

FAX 03(3233)2871

<https://tachibanashobo.co.jp>